

■地域別構想編の改定のポイント

地域を8地域⇒10地域に見直し

「相原/小山地域」をそれぞれの地域に分け、また、団地と七国山周辺の風致地区周辺をまとめた「本町田・薬師池地域」を新たににつくりました。

テーマ別にまちづくり方針を記載

全体構想編にあわせ、まちづくりの方針を「拠点活性化」、「防災・防犯」、「環境先進都市」、「みどりととの共存」、「住環境・コミュニティ」に関する5つのテーマ別に記載します。

多くの市民意見を収集しながら計画を策定

多様な世代・立場の市民の意見を収集し、計画づくりに活かすため、右記の4つの機会において、多くの方々の意見を伺いました。

改定に合わせて実施方針編を追加（補訂）

地域別の計画的なまちづくりを推進するため、右下のとおり、地域別構想編の改定にあわせて実施方針編を追加（補訂）します。

■素案作成にあたってたくさんの市民の方にご協力いただきました！

まちづくり検討会（全6回）

10地域に分かれ、ワークショップ形式でまちづくりの方向性を検討し、最終回で「まちづくり検討会提案書」を提出しました。

【対象】公募市民、学生、街づくり団体、町内会・自治会等
※合計118人が参加



町内会・自治会アンケート

地域の大切にしたいことや不安なことなどをお聞きしました。
【対象】市内の町内会・自治会全303会 ※87会から238部を回収

子育て世代へのグループヒアリング

地域に住みつけていくために大切にしたいことなどをお聞きしました。

【対象】「広報まちだ」でのグループ募集に対し応募のあった子育て世代の市民グループ



商工業者へのヒアリング

支部内での商工業の「現状」「魅力や課題」「将来像」などの意見をいただきました。

【対象】町田商工会議所支部（全6支部）に所属する商工業者
※合計46人が参加



■改定後の全体構成

改定前の都市計画マスタープラン（1999年策定）

- 序章 町田市都市計画マスタープランについて
- 第1章 町田市の現状と特性
- 第2章 都市づくりの構想
- 第3章 分野別の方針
- 第4章 地域別のまちづくり構想
- 第5章 計画の推進のために

改定後の都市計画マスタープラン

〈はじめに〉2011年改定
改定の主旨・背景・計画の位置づけ

〈全体構想編〉2011年改定
市全体のまちづくりの構想・方針

〈地域別構想編〉
市内を10地域に区分し
地域ごとの実態（魅力・課題）に
応じたまちづくりの目標・方針
を記載⇒本紙1～3面をご覧ください

〈実施方針編〉2011年改定
都市計画マスタープランの
実施方針

■実施方針編の追加（補訂）

「地域別構想編」のまちづくりの方針に関わる施策・事業を示す項目を加えます。

補訂後の実施方針編の構成

5-1 都市計画マスタープランの実現に向けて（計画の推進体制）
1 市民・事業者・市の協働によるまちづくりの推進
2 市民主体のまちづくり活動の展開
3 都市計画マスタープラン推進のための体系

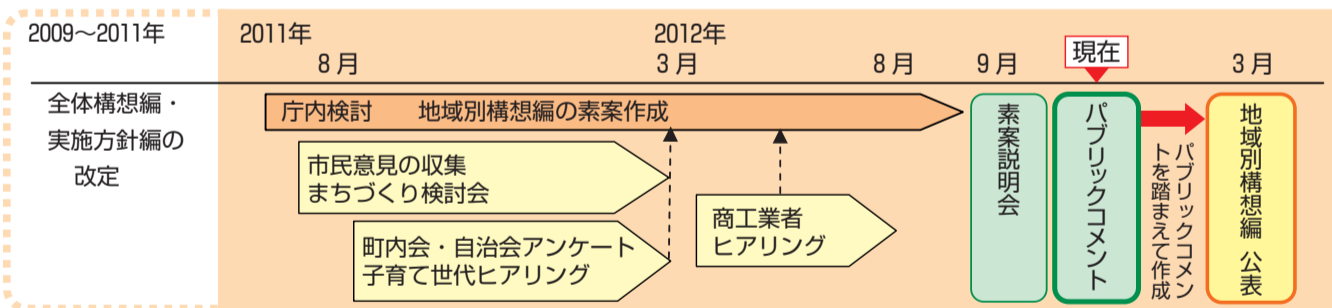
5-2 重点的に取り組むエリア・施策
1 アクションエリアの取組み
2 都市計画制度等の活用のための重点的な取組み

5-3 地域別施策・事業一覧
地域ごとに実施を予定している施策・事業等を示します。

5-4 計画の推進のために
1 計画の見直し時期
2 計画の進行管理

今回追加する内容

■今後の予定 〈地域別構想編の改定、実施方針編の補訂〉



今後は、パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえ、地域別構想編の内容を更に充実させていきます。2013年3月に改定した地域別構想編を公表する予定です。

パブリックコメント実施中 町田市都市計画マスタープラン(地域別構想編)の改定等(素案)について 10月21日(日)までご意見を募集しています！ どなたでも意見を提出できます

素案の詳細は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で資料の配布及び閲覧を行っています。

配布場所 都市政策課（市役所本庁舎8階）、市民協働おうえんルーム（市役所本庁舎2階）、市政情報課（市役所本庁舎1階）、広聴課（市役所本庁舎1階）、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所（鶴川駅前連絡所は10月2日以降）、木曽山崎・玉川学園文化の各センター、各市立図書館、町田市民文学館、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）

提出方法 ①郵送 配布資料に添付されている専用封筒（料金受取人払郵便）を利用するか、都市政策課（〒194-8520、森野2-2-22）へ
②FAX 050・3161・5502 ③Eメール mcity1040@city.machida.tokyo.jp
④窓口への提出 都市政策課（市役所本庁舎8階）ほか前記の資料の配布場所

注意

- 書式は自由ですが、住所・氏名・電話番号・案件名を必ずご記入下さい。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2013年1月ごろに公表する予定です。
- 電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
- ご意見への個別回答は行いません。